

三次市教育委員会告示第 号

三次市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年8月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市スクールカウンセラー設置要綱の一部を改正する告示

三次市スクールカウンセラー設置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り，第4条を第3条とし，第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は，平成25年8月26日から施行する。